



埼玉県報

号外第30号
令和4年(2022年)
8月30日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第4項に基づく知事指定薬物の指定の告示(薬務課)

告示

埼玉県告示第八百八十八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ー（シクロブチルメチル）ーN（ニフェニルプロパンーニール）ー
- 一 Hーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名 CUMYLーCBMINA CA）及びその塩類
- ロ 「（ニS・四S）ー二・四ージメチルアゼチジンー一ール」 「（八R）ー六ーメチルー九・十ージデヒドロエルゴリンー八ール」メタノン（通称名 LSZ、LAーSSーAz）及びその塩類
- ハ ー（四ーフルオロー三ーメチルフェニル）ー二（ピロリジンー一ール）
- ペンタンー一オン（通称名 fluororー三ーmethylerαーPV P、MFPVP）及びその塩類

二 効力発生の日

令和四年八月三十一日